



働き方改革を行うに当たって、以下の対応はお済みですか!?



時間外労働を行うには、
サブロク(36)協定が必要です。



労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、
届け出が必要です。



労働契約を締結する際は、労働者に対して、
労働条件を書面等で交付する必要があります。



賃金台帳、
労働者名簿などを作成する必要があります。



非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。



よく分からないという方へ、各種サポート(無料)があります!



無料相談窓口

「働き方改革」に関連する様々なご相談にワンストップで対応します!

働き方改革推進支援センター

※都道府県労働局、労働基準監督署でも相談支援を行っております。



助成金制度

各種助成金で生産性向上や業務効率化、魅力ある職場づくりなどを支援します!

- 時間外労働等改善助成金
- キャリアアップ助成金
- 業務改善助成金



支援ツール 情報提供

「働き方改革」を支援する便利なツールや、役立つ情報を提供しています!



- 36協定届作成支援ツール
- 就業規則作成支援ツール (2019年3月末公開)

サイト内にある入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、
労働基準監督署に届出が可能な書面を作成することができます。



- 同一労働同一賃金 取組手順書



- 働き方・休み方改善ポータルサイト



- 確かめよう労働条件



- 賃金引上げに向けた生産性向上を支援します!

